



## 入社式



入社式の季節です。新入社員を迎えられた会社さんも多いことと思います。今年の新人さんの特徴は、タイパ・コスパ重視タイプようです。指導をしても話がかみ合わなかったり、注意をただけなのにパワハラと言われたりと、接し方にコツがある時代になってきました。情けは人の為ならずの精神で、未知の可能性を秘めた新人を育てていくようにしましょう。

### 1. 被扶養者



#### ●社会保険の被扶養者認定Q & A、追加・修正

～R8.4から開始！～

→被扶養者の年収について、4/1から**労働条件通知書**等で年収**130万**（60歳以上等は**180万**、19～23歳未満は**150万**）未満かを判断する形へ変更になります。（**令和7年11月号参照**）。こちらのQ & A集について、追加・修正がされました。

#### ＜被扶養者認定の年間収入Q & A＞（おもな追加項目）

扶養に入った後の被扶養者資格**確認時**（認定後2年目以降少なくとも年1回）に年収130万等以上となった場合は？

- ◆**社会通念上妥当な範囲内**→認定取消し不要
- ◆**社会通念上妥当な範囲外**で130万等を大きく上回る  
→認定取消し（被扶養者資格の確認時以降）
- ◆不当に労働条件通知書等に低い額を記載していた  
→認定取消し（認定時に遡って）

「社会通念上妥当な範囲」とは？

‘一概にお示しすることは困難です’ とあり  
基準となる金額の明示は現状なし

→認定時は**労働条件通知書**等で算出できない残業代等臨時収入は含めず、確認時は臨時収入も含めて**社会通念上妥当な範囲外**の額の場合はその時点で扶養から抜くという形です。

→シフト制や1年未満等年収が判断できない場合は、これまで通り給与明細や課税（非課税）証明書等で年収を確認します。

### 2. 社会保険

#### ●法人の役員と社会保険の資格取得

～個人事業主等の国保逃れ対策！～

→**法人の役員**として低い等級で社会保険を取得し国民健康保険料の支払いを逃れている個人事業主等が現れたため、これを是正すべく**資格を取得しない基準**が**明確化**されました。

#### ＜法人の役員と社会保険資格取得＞

労務の対償として報酬を受けている（①②に該当）場合は原則被保険者資格を**取得**。**非該当**に該当の場合は**取得せず**。

①**業務実態が法人の経営に対する参画を内容とする**  
**経常的な労務提供である**

（**非該当例**）【**法人の役員である個人事業主等の例**】

- ・役員会に出席しているが、役員への連絡調整や職員への指揮監督に従事していない
- ・求めに応じて意見を述べる立場にとどまっている

【**役員としての具体的な指揮監督や権限行使に当たらず法人の経営に参画しているとは認められないもの等**】

②**報酬が業務の対償として法人から経常的に支払いを受けている**

（**非該当例**）【**法人の役員である個人事業主等の例**】

- ・役員会等へ出席時の報酬等、旅費等実費弁償分

【**個人事業主等が法人（関連法人含む）へ報酬を上回る会費等を支払っている**】

→関連法人等で役員を兼務している場合は、確認が必要です。

### 今月のピックアップ



#### ●雇用保険料率、引き下げ！～R8.4から～

全体負担分で一般 14.5/1000→**13.5/1000**、建設 17.5/1000→**16.5/1000**へ、従業員負担分で一般 5.5/1000→**5/1000**、建設 6.5/1000→**6/1000**へダウンします。4月から変更です。

#### ●通勤手当の非課税限度額、再び改正！～R8.4支払い分から変更～

片道 **65 km以上**の限度額の引上げ、**駐車場代**も非課税に追加、食事・夜食代の限度額も引き上げられています。 <https://www.nta.go.jp/users/gensen/2026tsukin/index.htm>（国税庁）

#### □■お問い合わせ先■□

〒460-0003

名古屋市中区錦 2-15-19

アゼット錦ビル 5B

中京社会保険労務士法人

電話：052-265-7578



<http://chukyo-sr.jp/>

<http://www.facebook.com/chukyosr>

